

○はやお委員長　続きまして、陳情審査に入らせていただきます。

陳情審査に入ります。新たに送付されました陳情書は、送付31-9、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情の審査となります。

この審査に入ります前に、お手元にお配りいたしました。朗読につきましては省略させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長　はい。では、本件に関しまして執行機関から情報提供等ございましたらお願いしたいと思えます。（発言する者あり）うん。特にない。はい。

それでは、この陳情につきまして、委員のほうから執行機関に対して何か確認させていただくことがありましたらお願いしたいと思えます。

○木村委員　本陳情書では、陳情項目の中で、10月10日に実施された早期周知条例に基づく説明会で、「再度、今回のような説明会を開いてほしい」と、そういう強い要望が出されたと書かれてあります。区は、今回の10月10日のような、近隣住民を対象にした説明会というのは10月10日で一応おしまいという立場なのかどうか、ちょっとその点だけ、まず確認させてください。

○加島施設経営課長　今、委員言われた10月10日は早期周知条例に基づく説明会ですので、それをまた開催ということは、考えてはおりません。

○木村委員　そこで出されたご要望について、区はどのように対応なさっているのでしょうか。

○加島施設経営課長　当日、10月10日に来られた方々に、その当日の議事録だとか、あと、いろいろご質問があって答えられなかった部分がございますので、11月の初めに、そういった議事録等を含めまして、資料を送付させていただきました。その中で、今後につきまして、特に近隣にお住まいの方だとか、あと住宅にお住まいの方、また施設を利用されている方、こういった方々に関してはそれぞれの事情もございますので、その事情に応じて丁寧に対応していくというような書面も送らせていただいたというような状況でございます。

○木村委員　あそこで出された要望を踏まえて、この計画について見直し、あるいは変更した部分というのはありますか。

○加島施設経営課長　すみません。9月17日ですか、そのときの企画総務委員会で議事録、簡単なやつをご説明させていただきましたけれども、そのときもご説明させていただきましたけれども、四番町に関しての特別委員会での議論、要するに2棟建てかえなのか、建てかえそのものをするのか、2棟建てかえたときに1棟にするのかとか、そういうようなご意見が多かったようなところでございますので、それに関しましては、区は今まで検討してきたところどおりに2棟を1棟で建てかえという形で考えているというようなところでございます。

一方で、新設建物そのものに対するご意見も若干ございました。それは、電波障害だとか、そういったところでございます。そこに関しましては具体的にこういった形のものが出てくるかというのが今現在見えないものですから、そういったものに関しましては、今後そういったものも丁寧に対応していくというふうに、そういうような対応をしていきたいというふうに考えております。

○木村委員 この早期周知条例というのが、どういう経過で、それでどういう精神でつくられたのかというのは、やはり行政はこれに基づいて民間事業者を指導するわけですから、行政指導するわけでありますから、この条例の理念といたしまして、これはきちんとつかんでおく必要が私はあるんじゃないかと思うんですよ。これは、改めてこの条例が議会に提案されて、それで当企画総務委員会で審査されたときの議事録を読み直してみました。

ここでこういう文言があるんですよ。大串委員がいい質問をされているんです。（発言する者あり）この条例の中に、まちづくりの主体として住民が建築士とともに考えて一緒になってまちづくりについて考えていくんだということを条例でうたっている。これは非常にいいことだと思う。しかし、事業者が完成したものを述べるわけですので、一緒に考えていくという段階ではもう既に決まったものを提示するという形になってしまうんじゃないかと。そういう心配はないのかという質問に対して、当時の都市計画課長が、今回は90日前ということなので、事業者が配慮する期間があるのかなと思っています、と。さらに、Nさんという委員が当時いらっしゃいましたですね。（発言する者あり）この方もいい意見を言っているんですよ。（「えっ」と呼ぶ者あり）これまでの経験からして時間を60日ということで設けましょうよと。で、そのときに余りコンクリートされたものを出されたって困るわけだから、概要みたいなものを出してもらい、必要に応じて話し合ってもらってチャンスを作りましょう。時間をとりましょうというのが目的じゃないんですかというふうに聞いて、当時の都市計画課長がそのとおりでございますと。（「誰が言った、答弁」と呼ぶ者あり）つまり、早期周知条例に基づく説明会で、こういう建物計画について事業者が説明をするというときには、やはり住民と協議しながらよりよいものにつくり上げていくという、そういう時間を設けるために90日前の説明を設けたんだと。ただ、Nさんは、それだって開き直られたらおしまいなんだよと。つまり、今、区のやっていることはこれなんですよ。こういう立場で本当にこの早期周知条例に基づく行政指導が実現できるのか、実施できるのかと。そういう疑問を、当時のこの条例をつくるときの議論を通して、改めて痛感しました。

やはり最低でも近隣住民の人がきちんと納得できると。合意してもらえるとこのことを、これはやはり誠実に行政は取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○加島施設経営課長 すみません。前段の周知条例の制度そのものに関しては、すみません、私のほうからはちょっとご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

で、隣接関係の住民の方々ですね、合意ができるかどうかということに関してはちょっと何とも言えませんけれども、そこら辺に関しましては、先ほどもご説明したとおり、丁寧にご理解いただけるような形で取り組んでいきたいというふうには考えております。

○木村委員 これは早期周知に関する条例の手引きですよ。区は民間事業者に対してどういうふうに指導しているのかというと、その計画に対して地域関係者と、いわゆる住民や学校関係者等から意見、要望等がある場合は、まずお互いに窓口の確認、話し合いのルールをつくってくださいと。建築主は意見や要望等、全部地域関係者から出してもらって、一つ一つについて誰でも理解できるように、明確に誠意をもって回答してくださいと。で、双方は意見、要望等と回答は文書で行うようにし、協議は尽くしてくださいと、十分に尽くしてください。建築主は実行できないことの約束、その場限りの安請け合いなどはしな

いでくださいということで、この4点を踏まえて民間事業者の指導に当たっているわけですね。そう考えると、意見や要望等及び回答は文書で行い、協議は十分に尽くせと。こういうふうに民間事業者に対して行政指導しているんだけど、本当に協議が十分に尽くしていると、そういう立場に区は立っているのか。もう建物の計画は既に固まっていると。だからこれをいかにわかってもらうか。で、理解できなくともこれは強引に進めていくと。開き直るといふのはもう終わりなんだよというふうに、ある委員が言われたような、この立場で行政はこれからも進めていくのか。ちょっとこれを確認させてください。

○加島施設経営課長 開き直るといふようなものはもちろんないんですけども、早期周知条例の中の、今、委員も言われました地域関係者の方々というのは、用語の定義の中で、建築主が計画する建築物の敷地境界線から当該建築物の高さに相当する水平距離、まあ同じ高さですね。その中の居住する方だとか土地・建物を所有する方ということになっていきますので、今、我々としてもその範囲の中の方々とコンタクトをとりながらご説明をさせていただきたいというふうに考えているというふうなところでございます。

○小枝委員 関連。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいま早期周知条例のことで質疑があったので、私からも関連させていただきますが、お茶の水小学校が同時並行でそういう早期周知の説明会をやりましたね。それ自体は、大分地域積み上げがしっかりありましたので、桜の木をどうするかというのはありまして、それほど根本からの問いみたいなものは、何でこんなところに建てるんだみたいなのはなかったと思うんですね。この本質的問題って、プロセスにおいて住民との平場の説明というのが折節に一度もなされていないところが、この早期周知条例のところの説明会で初めてこれだけの150億になろうかという、恐らく、私、それ超えると思いますけどね。そういう公共施設の大がかりな説明会が始まったという流れの中で、私はこの現場、10月10日は行けませんでしたので、漏れ聞く話によると、持ち帰って区長、副区長と相談するというようなことを言っているんですね。じゃあ、区長、副区長と相談してどういう結果になったのかというのを、それでこの間出された概要というの、ちょっと本当に住民の当時の10月10日のやりとりを正しく要約していないなというところもあるので、もっと正確にしっかりと議会のほうに報告してほしいのと、持ち帰って区長、副区長と相談して、いつ、どこで、どんな協議をした結果、もう二度と区民には説明しないと、早期周知条例の考え方が形骸化しようと、しまいと、いいんだと、これは強行するんだというふうに決めたのか、ちゃんと報告してもらいたいなというふうに思います。

○加島施設経営課長 ちょっとそこら辺の、区長、持ち帰ってどういうふうな形で経過して検討したかというのは、すみません、ちょっと私の立場で言うところなのかどうなのかというところがありますので、今はちょっと即答は避けさせていただきたいなというふうに思います。

○小枝委員 いやいやいやいや。

○加島施設経営課長 9月17日ですか、あ、10月ですね、すみません。10月18日に出ささせていただいた10月10日の議事録、これに関しては要約版ということで、その後、説明会に来られた方々に送付させていただいた議事録は、もっと詳細な議事録を送付させていただいているというふうなところでございます。

○小枝委員 いやいや、はぐらかさないでもらいたいですね。私のほうからの答弁かどうかというのはともかく、ご自分で、今、議事録持っていますよね、詳細な。当然共有しているはずなので、区長、副区長に持ち帰るといっているはずなので、そこをちょっと確認してください。確認して答弁してください。

○加島施設経営課長 そういう答弁を子ども部長のほうがされているというようなのは、確認しております。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前10時47分休憩

午前11時01分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 すみません。私の答弁がちょっとよくわかりづかったというところで、大変ご迷惑をおかけしました。

先ほどのご質問の中で、どのように対応してきたかということだというふうに思っております。で、先ほどご説明したように、11月6日付で「早期周知条例説明会にご参加くださった皆様へ」ということで、文書と議事録と、当日回答できなかったところの質疑回答。それと、そもそも「四番町公共施設整備について」ということで、そういった資料を送らせていただきました。で、かがみ文のほうの中をちょっと読まさせていただきますと、議事録の送付並びに当日お答えできなかったご質問につきまして回答させていただきますと。恐れ入りますが、同封いたしました資料等にてご確認いただければ幸いです。なお、今後は近隣にお住まいの方、現在住宅にお住まいの方、また施設をご利用されている方に、それぞれのご事情に応じて丁寧に対応してまいりますということで、説明会ではなくて直接対応していくというような考え方を送付させていただいたというようなところでございます。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうということが、本来だったら、運営上で申しわけないんですけども、そういった変化があったことについてはそれなりに報告してくださらないと、私、知っているでしょうと言われても、本当にすれ違いざまの話として、そういう10月10日の風景を聞くわけですから。業務として、すみません、やっている側と、それはもう、注目はしていますけれども、情報差ができます。そのことについては丁寧にと言っている以上は、やっぱりちゃんと戻していただきたいのと、あと本来、原則的に民間で言えば、紙で返したからもう終わりというやり方があるでしょうけれども、やはり税金を使ってつくる公共の建物である以上は、キャッチボールを、それこそ先ほど木村委員からどういう表現を使ったかわかりませんが、そこを丁寧に区民利益にかなうやり方をしていかなければいけないということがありますので、やりました、終わりました、だから終わったんですという持っていき方だとちょっと困りますので、ちゃんとそのことについては委員会のほうにも戻していただきたいというふうに、委員長のほうにこれはお願いいたします。

○はやお委員長 はい。

施設経営課長。

○加島施設経営課長 まるっきり送付して終わりということではなくて、先ほどご説明し

たように、それぞれのご事情に応じて丁寧に対応してまいりますということで、既にキャッチボールまでできているかというところとちょっとあれなんですけど、投げかけていただいてご説明したいんですけどというようなことはもう既にやっておりますので、そういったところは丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○はやお委員長 何か一応そういう文書を出して何かキャッチボールではないけども、アクションはあったのかどうか。内容はいいけれども、何かあったのかどうかだけ、ちょっと確認。

○加島施設経営課長 特に、隣接されている方からのアクションはございます。

○はやお委員長 ございます。

○加島施設経営課長 あります。

○はやお委員長 ああ、あるということね。

○加島施設経営課長 はい。

○はやお委員長 ほかにありますか。

○岩田委員 じゃあ、すみません。繰り返しになりますけど、今後はじゃあ早期周知によった説明会は終わったとしても、また今後説明会は続けていっていただけるということでしょうか。

○加島施設経営課長 しつこいんですけど、早期周知の説明会は終わっております。区が次やるのは紛争予防条例に基づく説明会ですね。その間に、先ほどから丁寧にご説明をしていってキャッチボールをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩田委員 説明会もさることながら、以前、木村委員が、区から、かなりの方がもう建てかえに賛成して引っ越してくれるというふうなことを言っているということで、それを受けて木村委員がアンケートをとったら、いや、そんなことはない、実は結構反対しているじゃないかと、区と結構違いがあって、で、今回もまた合意を何よりも大事にしてくれと、必要に応じて見直してくれとか、（発言する者あり）少なくない居住者が建てかえを望んでいないとか、こういうことになっていきますけども、区の調べた調査事項とこちらで調べたアンケート、これだけ差があるというのはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○はやお委員長 ちょっと、休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○はやお委員長 再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。今の発言は言い直します。（発言する者あり）木村委員のところに戻ってきた区政アンケートの中に、何ですか、建てかえを望んでいないと、そういう声が結構あったというようなお話がありましたけども、区は結構、もう引っ越しに合意しているんだよという話とちょっと差があるように感じるんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○加藤住宅課長 これは我々としては何とも言いようがないんですが、当然、区が行った意向調査の結果でそういう回答をいただいたというものと、あとそれぞれの会派の方々にやられていらっしゃるアンケートによって回答が異なるという部分もあろうと思います。

これはちょっと何とも、私どもがアンケートを回答する立場ではなくて求める立場というところがございますので、その差がどういったところでどうなのかといったところは何ともコメントのしようがございません。（「いろいろ、立場があるから」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 先ほどの早期周知条例、いずれにしてもきちんと説明責任を果たせるようにお願いしたいと思うんですけども、今、住宅課長がご答弁されました。やっぱりこの事業、その居住者が納得しているかどうかというのがこの事業を大きく左右するわけですね。で、現在、現段階での居住者の合意形成の状況というのはどうでしょうか。

○加藤住宅課長 先日の企画総務委員会のほうでも、前々回程度の常任委員会のほうでもご答弁を申し上げましたが、11月と12月のほうで意見交換会やまた説明会のほうを行わせていただきたいというふうにご説明させていただいたかと思えます。11月25日の月曜日の夜でございますが、そのときに意見懇談会ということで、今後の引っ越しを踏まえて参加された方々には、引っ越しがもちろん前提だけではなくて、現在のお住まいの状況であったり、さまざまな9月27日にあった説明会のときにいただいたご指摘であったり、そういうお話を回答させていただくといったところもありまして、25日にそういった意見懇談会をやらさせていただきました。そういうのを、また12月にも、来週の日曜日には四番町アパートの自治会の総会もあるというふうに伺っておりますので、そういったところでも出席のほうをさせていただいて、いろいろなご意見をお伺いしながら、我々の立場といったところも説明させていただきたいというふうに考えております。

○木村委員 そうしますと、合意形成は進んでいないということではよろしいですか。

○加藤住宅課長 私としましては、移転建てかえについてある程度ご理解はいただいているかなというふうに思えます。明確な反対を示すという方につきましては、正直そこまで、現段階のところ、私の感触では多くはないかなというふうに思っておりますが、ただ、全員の方がもちろん出ているわけではございませんので、また意向調査等々につきましては、明確な形で、本当にこの移転につきまして賛成するのか反対するのかといったところについては、書面をもって調査をしなければいけないのかなというふうに思っております。

○木村委員 今回、提出されたこの陳情書でありますけれども、追加署名を含めて67名の方が区民の理解と合意を大事にして、必要に応じて計画を見直してくださいというこの陳情書に署名されていらっしゃる、賛同していらっしゃる。このうち、ぜひ、委員長、議長を通して、この67名の方の中でこの陳情書に署名されている当該住宅あるいは当該アパートにお住まいの方は何世帯何名程度いらっしゃるのか。名前については添付しませんということのようなので、その人数だけ、ちょっとご報告いただけないでしょうかね。

○はやお委員長 まあ――ちょっと休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時32分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ただいま木村委員のほうから質問が出ました。ここの陳情者67名のうちに、ここのアパート並びに四番町の住宅にお住まいになっている方の数ということでしたので、これにつきましては正副で預らせていただきまして、また議長とご相談した上で、明らかな形をしっかりとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、ございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。

じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 先ほどのやりとりの中で、意向調査、書面をもって行うと言っていたところの居住者のね。それは署名の確認の中であらかたは出てくると思うんですが、もう既に来年の夏日にはというようなことが過去の説明の中でもされているわけですよね。けれども、仮住宅のほうの工程も非常におくれているという、さまざまな、貝坂通りの地下通路も完成しない中で、工事中であるというようなことも私は決算の中で、工事の騒音が申しわけないから高齢者へのご負担をさせたくないの、一遍にやると負担が少ないからと言い続けてきていて、ここに来て、そういうことになっている。非常にいろんな、じゃあ行こうかなという人も当然ちゅうちょしますよね。それと長寿命化の工事もあって、長年移転をしてきれいにしたということもつい直近であるわけですから、そういうふうなことを考えると、納得されている方というものが少ないのも私は理があるし、このまま強行すると、いろんな、本当に例えば心理的圧迫感で亡くなってしまったりとかというようなことがあったら、それこそ大変なことになってしまうので、その辺の見通し、行政の希望的観測だけではなくて、段取り、日程がどういうふうに、リスクも含めて頭に入れながら考えているのか、その日程的なところと、書面、意向調査の段取りをちょっと説明していただきたい。

○加藤住宅課長 今回は麴町仮住宅のほうへ、原則そちらのほうに四番町住宅、またアパートの方々につきましては、そちらのほうを建てかえ事業の移転先といったところを考えてございます。そちらのほうにつきましては、大体、現在工事中で、8月の末に竣工すると。引っ越す大体日時につきましては、現在のところ10月ごろ、10月末ぐらいを想定してございます。で、そちらの建てかえ事業に伴うお引っ越しをお願いするといったところが、区の住宅条例上、明け渡し請求、建てかえ事業に伴う明け渡し請求という形になります。そちらにつきましては、移転をする前の6カ月前には必ず通知のほうを出さなければならないという形になります。ですので、10月末ごろを引っ越しというふうに考えますと、4月には住民の方々にそういったことについて説明しながら書面でご通知を申し上げるといって、それが最低の条件となってございます。

○小枝委員 そうしますと、木村委員の資料の整理もありますので、そのときでもいいのかもしれないけれども、もう令和2年度の予算が目前に迫っていて、その辺の合意についてどういう状況にあるのかということの把握は、本来ならば当然予算よりも前に固めてなければならない状況だと思うんですけども、それが今やられていないということですよ、努力、努力と言うばかりで。その書面による意向調査というのはできるだけ早いほうがいいと思うんですけども、いつの段階でなさいますか。

○加藤住宅課長 現在、検討中ではございますが、翌年、令和2年の早い段階、1月か2月かのどちらかになろうかと思いますが、その程度で、現在のところは検討のほうを進めてございます。

○小枝委員 はい。

○はやお委員長 はい。

ほかにもございますでしょうか。

○木村委員 昨年の第3回定例会で、区営住宅・アパートの居住者の合意形成はどうなっているのかという質問に対して、こういうご答弁がありました。継続して入居者との個別

相談を行っているところでございます、と。で、その入居者からは転居についての具体的なお尋ねをいただいております、今後は移転に必要な情報をまとめた「だより」の発行を行うと。これはどういうもので何回ぐらい発行されたんでしょうか。

○加藤住宅課長 「だより」につきましては、引っ越しに関して説明会をした後、具体的に麴町仮住宅のほうが現在どのくらい工事が進んでいるとか、また移転に伴う引っ越しの仕方であったり、またごみ出しの仕方、また移転料に関するお話等々、あと麴町仮住宅の、周辺の、暮らしていく上で必要な買い物をどこでしたらいいのとかといったところにつきまして、ちょっと私どものほうで「だより」という形でまとめさせていただきまして、そうしたものを現在まで2回発行させていただいているものでございます。

○木村委員 2回。ごめんなさい、それいつといつですか。いつごろ。

○加藤住宅課長 ちょっと、1回目、すみません、ちょっと手元資料がないので……

○木村委員 1回目。

○加藤住宅課長 1回目はちょっと、多分平成30年の11月ごろだと思うんですが、2回目は先日9月27日に、そうですね、住宅の方々にもお配りしたので、9月の末に四番町住宅とアパートの方々に説明会をやるときに2回目のほうはお配りさせていただいたものでございます。

○木村委員 あ、あれも「だより」なんだ。あれも「だより」にしちゃうんだ、説明会の資料を。

○はやお委員長 いいですか。

○木村委員 いいです。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。大事なことを忘れていたんです。この合意ができていないということが現段階では明らかである中で、それが何人かというのはまだわかりませんが、今、解体と工事の一体にした契約の事業者公募をかけているんじゃないかと。それは、さっきからたればの話で。でも、たればということは、合意が、人がそこにいるということは、本ならば右から左に物を言わないんで移せるけど、人間というのはそういうわけにはいかない。やり方を間違えたら、これ、高齢者虐待ということになりますものね。そういうふうな状況で契約行為だけやってしまうということになると、後でまたそう思って努力したけれどもということが発生するんじゃないかということは行政内部ではどうなっているのかなというのが、これ、通常だと解体をやってから工事ですよ。どちらでも同じなんですけれども、事実上、民間を巻き込んでしまうと、道路の工事と一緒に、契約が一方で先行して、それで人工も確保して待たせておくという状況が発生すれば、それを全部支払わなきゃいけない。それが予定どおりに行くと信じております状態だから、そういう状態で公募をかけて契約をやってしまうということ、議会側もこれまた予定がわかっていながら、何の報告もないから、知りませんと言っちゃえばそれまでですけど、片目でそれを見過ごすということがどんなことを発生するのか。ちょっとそれも、つまびらかに、どういう想定になるのか。この場合はどうなるのか、この場合はどうなるのかというのを、私もちょっとそこは専門じゃないので、今まで経験上ですよ、嫌な予感が、いろんな工事が途中で変わるということが起きて、それがもう何億の支出になりましたって、物言う区民がいたからこんなに膨らみましたと言われちゃうわけですよ。そうじゃなくて、今の段階

で、どうなんですか、予定どおりいくんですか、いや、厳しいけど努力しますと言っているのに、もう12月2日から工事公開ということになっちゃうと、民間事業者との契約が始まっちゃうから、それはちょっと少しやり方を考えてほしいなど。それはちょっと私も契約専門ではないので、どういうことが考えられるのか、回避できるのかはちょっと、次のときでもいいので、報告していただければと思います。

○はやお委員長 はい。

担当部長。

○吉村行政管理担当部長 今、契約の関係はどういうふうになるのかというところにつきましては、次回細かくご報告をさせていただきたいと思います。

○小枝委員 はい。

○はやお委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 では、ちょっと取り扱いになるのですが、先ほどの、木村委員のほうからも話がありましたとおり、67名の陳情者がいるということで、この対象の四番町アパート並びに住宅の方の、陳情者としてこの中に入っているのか、数をちょっと明らかにする。これはちょっと調整があります。そこと、内容といたしましては、前回10月10日に行われました早期周知条例——あ、ごめんなさい。で、いいのかな。（「10月……」と呼ぶ者あり）10月10日。それで議事録が、「周知（条例説明会参加）の皆様へ」と11月の6日に議事録並びに回答をしておると。ここのところについて資料の提示をしていただきたいということで、この2点、それで並びに契約の今後の動きということのこの3点につきまして資料を用意していただいてやりたいということになりますと、この陳情につきましては継続ということになります。よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、（仮称）四番町公共施設整備に関する陳情につきましては、継続ということに取り扱わせていただきたいと思います。